

2025 (R7) 年5月5日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやまNo.34

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



「ひよりやま No26」で親戚の者が香典返しに替えてネパールに井戸を寄付し「その完成が待ち遠しい」というお話を書きました。今回は、本人によるその後日談です。

……申し込んでおよそ半年を過ぎた 2023 年 7 月に丁寧な完成報告書と村の皆さんからの礼状が届きました。「水道の設置が決まったときは踊りだすくらいにうれしかったです。夢のような現実が私たちの日常にやってきました。何よりも重い水ガメ (20 kg 以上) を数十分、毎日何度も運ぶ作業がなくなったことで、体力的にも精神的にも安心を得ることができました。年寄りだけの世帯には特につらかったです。また衛生的な水がないため、子どもたちは暑い夏には頻繁に下痢をし、皮膚病も流行って大変でした。

この度のご支援は私たちの生活に劇的な変化をもたらしてくれました。今は井戸端会議で『水を活用してどんな花や野菜を植えようか』と話しています。本当にありがとうございます。心よりお礼と感謝を申し上げます」と書かれ、完成した井戸と笑顔の村人たちの写真も添えられていました。日本語では「湯水のように使う」と言いますが、外国人が「それは大切に使うという意味か」と問い返したという話を思い出します……

わたしもわずかながら御霊前を供えましたので〈少しは役立ったかな〉と嬉しいです。なお本人はその後もう一基寄贈したそうです。但し、今回は不祝儀ではなく祝い事のお返し替わりだとか。

ー 同性婚をめぐる裁判 ー 高等裁判所の判決出そろう

今の制度ではわが国では同性婚は認められません。このことをめぐって各地で起こされていた裁判で 3 月 25 日に大阪高裁の判断が示され、これで審理していた 5 つの高等裁判所すべてが「同性婚を認めないのは憲法違反」との判決を下したことになります。

地方裁判所段階では大阪地裁 (2022 年) が唯一「合憲」、東京地裁 (2022 年、2024 年) と福岡地裁 (2023 年) が「違憲状態」、札幌地裁 (2021 年) と名古屋地裁 (2023 年) が「違憲」でしたから高等裁判所がそろって「違憲」というインパクトは大きいと感じます。

では、各高等裁判所は憲法のどの条文に違反すると考えたのでしょうか。

- 第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 第 24 条② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

この 2 条は 5 つの高裁共通で、福岡高裁はこれに加えて第 13 条【個人の尊重と公共の福祉】、札幌高裁は第 24 条①【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】を加えています。

今後、最高裁判所がどのような判断をするのか、また司法判断を見ながら国会はどう動くのか大いに注目したいところです。